

教職課程科目で示されるべき公教育の目的

—古今の文献記述を踏まえて—

荒井 眞一* 青木 香保里

1. はじめに

本稿の目的は、教職課程における授業内容の在り方について様々な文献記述の検討・考察をとおして理解を深め、それらの理解を実際の講義の有効な基礎とすることにある。

平成 30 年度から 31 年度にかけて、教職課程を設置するすべての大学に対して、この課程についての再課程認定が文部科学省によって行われた。この課程認定においては、かつての「教職に関する科目」に対してコアカリキュラムというものが文部科学省より示され¹⁾、その結果教職課程における最低基準ともいえるべき内容の順守が図られることとなった。すなわち、この実施により全国共通の教育内容が示されることとなったわけである。このことが全国の大学の教職課程に与えた影響は決して小さなものではないだろう。

文部科学省初等中等教育局教職員課作成による『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成 31 年度開設用）【再課程認定】』によれば、大学関係者に対しては、以下のような要望が示された²⁾。

教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を習得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。

本稿においては、再課程認定以後「教育の基礎的理解に関する科目」との枠組みに含まれることとなった教職科目のうち、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」を意識した検討・考察を行う。この科目は、多くの大学では「教師論」あるいは「教職原論」との科目名で呼ばれることが多く、長い教員経験を持つ学校教育経験者が担うことの多い科目である。文部科学省によれば、この科目における「全体目標」は以下のようなものである³⁾。

*札幌学院大学

現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

上記「教員の役割・資質能力・職務内容等」に関しては、長い教員経験を有する学校教育関係者が講義するにふさわしいものと思われる。その一方で「教職の意義」に関しては、学校教育関係者がその職務経験をもとに授業をすることに間違いはないのかもしれないが、担当教員ごとにその教育内容が一定しない可能性が考えられはしないだろうかという疑問がぬぐえない。また、筆者のような研究者出身で大学以外での教員経験を有しないものが担当者となった場合には、自らの職務経験をもとに授業を行うことは不可能である。それゆえ、研究者出身のものが「教師論」あるいは「教職原論」において「教職の意義」について学生を前に何かを語るためには、これまでに「教職の意義」について語られた文献記述を基礎にしつつ、それらに対する自身の理解を講義の基礎にする必要がある。改めてこの科目についてのコアカリキュラムと文部科学省から作成を指示された対応表を示せば以下のようなものである。

②教職課程コアカリキュラム対応表		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	項目	(1)		(2)		(3)		(4)	
全体目標:	現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。			到達目標 /授業回	1)	2)	1)	2)	1)	2)	3)
(1)教職の意義	一般目標: 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。) (シラバスキューラ目名及び授業番号) 教師論 (P2)	1	○							
			2	○	○						
			3	○		○					
			4			○					
			5				○				
			6		○						○
			7								○
			8							◎	
			9					○			
			10					○			
			11					○			
			12					○			
			13							○	○
			14						○		
			15					○			
(2)教員の役割	一般目標: 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。										
	到達目標: 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。 2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。										
(3)教員の職務内容	一般目標: 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。										
	到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。 2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。 3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。										
(4)チーム学校への対応	一般目標: 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。										
	到達目標: 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。										

◎ ←到達目標に係る授業を単独の授業回で行う場合
○ ←到達目標に係る授業を複数の授業回にわたって全体的に行う場合

図 1: 「教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)」のコア・カリキュラムと対応表 (平成 30 年度における再課程認定時に文部科学省より示されたエクセルファイルからの抜粋)

上記図 1 によれば、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」の内容は「(1) 教職の意義」「(2) 教員の役割」「(3) 教員の職務内容」「(4) チーム学校への対応」の 4 つに大別される。先ほども述べた「教職の意義」が大きな柱となっている。この「(1) 教職の意義」の「一般目標」は「我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。」とされ、この「一般目標」に続く「到達目標」として以下の 2 点が示されている⁴⁾。

- 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
- 2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

上記「到達目標」を見るに、教員としての職務を行うための前提として「公教育の目的」に対する理解が示されている。これは極めて大きな問題であり、学生に対してこれを示すにあたっては、根拠なく個人の見解のみを述べるということは決して許されないだろう。それゆえ本稿では、この「公教育の目的」について、古今の文献記述に力を借りそれらを検討・考察しながら、「教師論」あるいは「教職原論」という授業の場における講義内容をまとめていくための足掛かりとするつもりである。

2. 明治期の文献記述に示される「公教育の目的」に適う内容

本章においては、国家による公的な枠組みが初めて示された明治期における文献記述に示された「公教育の目的」に適う内容について、具体的な記述を取り上げて検討・考察する。この検討・考察を行うための文献として、本稿では記述内容に明白な違いの見られる「學事奨勵ニ關スル被仰出書」と「教育ニ關スル勅語」についてそれぞれ 1 節を立てて論じることとする。

2.1. 「學事奨勵ニ關スル被仰出書」における「学問は身を立つるの財本」

わが国では、明治初期の 1872（明治 5）年に近代的学校制度を定めた初の教育法令として「学制」が施行された。本節で取り上げる「學事奨勵ニ關スル被仰出書」はこの序文とされるもので、「学問」の必要性について平易な言葉によって説明し、その上で公教育としての学校の必要性について述べたものである。この文書によって示される「公教育の目的」に適う内容は、以下の引用部に示される⁵⁾。

(前略)、凡(およ)そ人の営むところの事、学あらざるはなし。人能(よ)くその才のある所に応じ、勉励してこれに従事し、而(しか)して後(のち)初めて生を治め、産を興(おこ)し、業を昌(さか)んにするを得(う)べし。されば、学問は身を立つるの財本(ざいほん)ともいふべきものにして、人たるもの誰(たれ)か学ばずして可ならんや⁶⁾。(後略)

(現代語訳) およそ人の営むもので学問が関係しないものはない。人はその才能のあるところに応じて勉め励んで学問に従事し、そうして初めて自分の生活を整え、資産をつくり、事業を盛んにすることができるであろう。そうであるから、学問は立身のための資本ともいふべきものであって、人たるものは、誰が学問をしないでよいということがあろうか(=人間誰しもが皆、学ばなければならないのである)⁷⁾。

上記「被仰出書」において中核をなす箇所は「学問は身を立つるの財本」の部分と思われる。この場合の「学問」の示すところは一般的に言われるところの勉強と置き換えてもよいだろう。「財本」は宝や財産ととらえられるので、「学問は身を立つるの財本」の示すところは“勉強をすることは自分の身を立てるための財産である”と解釈されるだろう。

上に述べられた考えは、現代においても多くの学生に理解され、そして支持されると思われる。具体例を挙げるならば、“医療系大学に進学し看護師の資格を得て病院に勤務する”や“大学で学んだ専門知識を生かして関係する企業で仕事をする”ということなどがそのまま該当するだろう。教職課程に沿って考えるならば“大学で教職課程を履修して教員免許状を取得し教員となる”といったことも「学問は身を立つるの財本」に該当するだろう。筆者自身、この部分に関して幾度か学生に同じ内容を示しているが、この説明が学生に受け入れられなかったことは(自身の経験の範囲では)全くなく、当たり前と考えとして認知されているように思われる。

ただし、述べていることが受け入れられることと、文献記述の批判的な検討は別の問題である。学生にも必ず強調していることではあるが、批判的に文献を読むことでそれら文献記述に関わる様々な歴史的な背景や根本的な思想が読み取られる場合がある。このような批判的に読むべき記述を「被仰出書」に求めるならば、上の引用部分よりも後ろの後半部に述べられた以下の部分である。

(前略)、学問は士人(しじん)以上の事とし、農・工・商及び婦女子に至つては、これを度外に置き、学問の何物たるを弁ぜず。又、士人以上の稀(まれ)に学ぶ者も、動(やや)もすれば国家のためにすと唱(とな)へ、身を立つるの基(もとい)たる

を知らずして、或いは詞章記誦（ししょう・きしょう）の末に趨（はし）り、空理虚談（くうり・きょだん）の途（と）に陥り、（後略）

（現代語訳）学問は武士階級以上の人に関することと考えて、農業・工業・商業に従事する人、及び女性や子どもに至っては、学問を自分たちとは関係のないものとし、学問がどういうものであるかをわきまえていない。また、武士階級以上の人で稀に学問する者があっても、どうかすると学問は国家のためにするのだと言い、学問が立身の基礎であることを知らずに、ある者は文章を暗記するなど瑣末なことに走ったり、空理（＝実際とかけ離れた理論）や虚談（＝事実に基づかない話）に陥り、

「学問は士人（しじん）以上の事とし」とある部分は、江戸時代における学問の占める地位に由来したものと思われる。自身が生産手段を持たない武士階級が多くの人民を支配することを正当化するには学問の助けが不可欠で、朱子学などがこれに大きく貢献したと思われる。武士階級を中心に見た場合、朱子学と並んで藩校などで採用されたのは国学であり、そこを起点に現代にもつながる日本人論が誕生した。これらの学問の影響を受けて誕生した学問が水戸学であり、後の尊王攘夷運動に直接つながっている。

上記引用部分では「士人以上の稀（まれ）に学ぶ者も、動（やや）もすれば国家のためにすと唱（とな）へ」との記述がなされているが、おそらくはこの記述に尊王攘夷運動が該当するだろう。ここで疑問を唱えざるを得ないことが、「被仰出書」を示した側の明治政府が倒幕運動において依拠した尊王攘夷運動に対して強烈的な批判を行っている点である。この文書が出されたのが明治 5 年であるということを考慮するならば、5・6 年程度の間に関係なく逆の主張を行っていることになる。

ここでもう 1 つ疑問を感じることは、「国家のためにすと唱（とな）へ」ることの是非である。「被仰出書」前半部における「学問は身を立つるの財本」が現代においても多くの者の賛同を得ていることを考えるならば、このことが本稿の課題である「公教育の目的」に適うものであることは疑う余地はないと思われる。しかし一方で、「国家」や「社会」といった事柄が「公教育の目的」として排除されるものであるということをも正当化するものではないのではないだろうか。「被仰出書」においては、「身を立つるの財本」という事柄と「国家のためにす」という事柄が二項対立的にとらえられている。しかしこれらは両立しうる可能性があるのではないか。国家や社会に対するとらえ方は時代背景に応じて大きく変化するもので、「被仰出書」よりも 10 年前はまだ江戸時代であり、社会の枠組みを構成する要素として武士というものが不可欠であった。その不可欠の要因が取り払われた時代にあつて、制約のあつた時代の枠組みに基づいてなされた主張を批判材料として用いること

は正しい物事の述べ方とは言えないように思われる。ましてや自身の強く依拠していた考えを批判することを立論の原点としているのである。

2.2 「教育ニ関スル勅語」における二面的な記述

「教育ニ関スル勅語」は 1890 (明治 23) 年 10 月 30 日に明治天皇によって発布された文書で、「教育勅語」とも略される。「教育勅語」が発布される前年には大日本帝国憲法が発布され、天皇主権という国家の仕組みの下での民主主義が唱えられた。「教育勅語」もまた、主権者である天皇からその家臣 (臣民) である国民たちに対して、学校制度を基礎とした国民教育の理念や方針が下し与えられたものである。それゆえ、本稿における検討・考察の対象である「公教育の目的」に適用のものであるといえるだろう。この本稿の目的に該当すると思われる箇所を「教育勅語」から抜粋すれば以下の箇所が適当と思われる。

(前略)、爾 (なんじ) 臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友 (ほうゆう) 相信シ恭儉 (きょうけん) 己 (おの) レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ (およぼし) 学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器 (とつき) ヲ成就シ進テ公益ヲ廣 (ひろ) メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ (したがひ) 一旦緩急アレハ (かんきゅうあれば) 義勇公ニ奉 (ほう) シ以テ天壤無窮 (てんじょうむきゅう) ノ皇運ヲ扶翼スヘシ (ふよくすべし)、(後略)

(現代語訳) 私天皇の臣民である皆さんは、父母に孝行し、兄弟は仲良く、夫婦はお互い和を保ち、友人同士は信じ合い、慎みと儉約で自身を整え、多くの人々に博愛を広げ、学を修め職業的技能を身につけることによって知能を啓発し、人間としての徳や器を磨き、社会的な利益を世に広めることで社会的な務めを果たし、常に憲法を重んじ法律に従い、いったん非常事態となった場合には忠義や勇気を国に捧げ、天に向かって終わることのない皇運を雄々しく羽ばたかせなさい。

上記引用部分は「教育勅語」において中盤の部分であるが、この引用部分からは「公教育の目的」に関わる 2 つの事柄が導き出される。その 1 つは、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ」という箇所である。「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ」の部分の現代語は「学を修め職業的技能を身につけることによって知能を啓発し」ということになると思われるが、この部分の意味するところは、前節「學事獎勵ニ關スル被仰出書」における「学問は身を立つるの財本」に通ずるものといえるだろう。現代においても多くの人々によって受け入れ可能と思われる実学的な考えが「教育勅語」においても示されている。ただし「教育勅語」では、「智能ヲ啓發シ」との記述に続いて「徳器ヲ成就シ」との表

現がなされている。この「徳器ヲ成就シ」は「人間としての徳や器を磨き」という意味と解釈されるから、次章で述べる「教育基本法」の記述に通ずるものとなっている。

「公教育の目的」に関わるもう 1 つの事柄は、「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」という部分である。この部分の現代語は「常に憲法を重んじ法律に従い、いったん非常事態となった場合には忠義や勇気を国に捧げ」となる。上に述べた「徳器（とつき）ヲ成就シ」という人格形成にかかわる記述に引き続いて、社会に対する忠誠心が説かれていることになる。

上記引用部分に関しては、「緩急アレハ義勇公ニ奉シ」との部分国民の身を国家のためにささげることが強制するという意味合いで批判の対象とされることが多いのは当然だろう。ただし、前章における「被仰出書」の武士の学問に対する記述と同様、このような記述に対して時代的な制約を一切無視して後代の価値基準によって一面的な評価を行うことは、到達すべき理解から考察を遠ざけてしまう恐れがあるように思われる。本稿の例で述べるならば、武士が支配していた時代における学問の位置付けや、天皇主権ということが制度的に固定されていた時代における国家主義的な教育といった事柄は、後代の価値基準によってのみ判断されるべきではない。視点を広げるならば、イスラム国家や社会主義国家における政治や教育などに対しても一面的な見方には注意が必要だろう。このような意識の下で江戸時代における尊王攘夷的な内容の学問や「教育勅語」における「緩急アレハ義勇公ニ奉シ」といった記述を教育学的に考察するならば、江戸時代の藩校や明治期以降の学校といった「公教育」には、それぞれの時代における社会体制の下にあってそれら社会体制を維持し続けることが、その目的として内在されているといえるのではないか。

本節における「教育勅語」の記述から考察される「公教育の目的」は、「被仰出書」に示されたと同様な実学的な内容（更にはそれらをふまえての「徳器」の「成就」）、および社会体制に対して順応性の高い国民の養成の 2 点があげられるように思われる。

3. 戦後および現代の文献記述に示される「公教育の目的」に適う内容

本稿前節では明治期における 2 つの文献記述を取り上げ「公教育の目的」について検討・考察した。これらをふまえて本章では、戦後以降の文献記述を取り上げて「公教育の目的」について検討・考察を行う。この検討・考察を行うために本稿では「教育基本法」の一節と、「義務教育の目的」との題目が小節に付された中央教育審議会初等中等教育分科会による平成 17 (2005) 年 1 月の文書を取り上げることとする。

3.1 「教育基本法」における日本国憲法とのかかわりと教育の目的

「教育基本法」は 1947 (昭和 22) 年 3 月 31 日に制定され、その後 2006 年 (平成 18 年)

12月22日に改正されている。本稿の課題に関して言えばどちらを検討・考察の対象としても大きな変化はないが、本稿では最初に制定された1947（昭和22）年における「教育基本法」を検討・考察の対象とする。前章で対象とした明治期に対して、大戦直後という社会状況の下で制定されたという事実には重きを置きたい。

「教育基本法」には法律でありながら前文が存在する。その前文の第1段落は以下の文章で始まる⁸⁾。

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

上の記述から判断されることは、「教育基本法」が日本国憲法とのかかわりを持つものであることである。「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする」場合における目標を示すものと思われるが、この「理想」ともいえる目標を実現するには「根本」において「教育の力」が不可欠であると述べられている。この記述から理解されることは、「教育の力」なくして理想の国家建設はなしえないとの見解であり、意味合いは全く異なるものであるが、前章で示した「教育勅語」における「緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と教育に対する位置付けは同様であると思われる。どちらにおいても共通していることは、国家建設と教育の強いつながりであるといえるのではないか。「教育基本法」前文にはさらに「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」との記述も見られる。この記述の示すところは「教育基本法」に示される「教育の目的」は「日本国憲法の精神」に則ったものであるということである。前節における明治期の文献と同様、教育の目指すところは、当該の時代における社会体制と一体化したものであるといえるのだろう。

「教育基本法」には「教育の目的」が第1条の条文として、以下のように示されている。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない。

「教育基本法」第一条の要をなす部分は「人格の完成」と思われる。「人格」を「完成」させることは遠い目標といえるだろうが、前節「教育勅語」における「徳器ヲ成就シ」と

同じ方向性を有するものといえるだろう。

本節における記述をまとめるならば、「教育基本法」の記述から「公教育の目的」にかなう内容として抜き出されるものは、「人格の完成」と記された個人の成長に関わる内容と、社会体制を象徴した最高法である「日本国憲法」における記述を強く支える内容に大別される。この社会体制を支えるべき内容は明治期の文献とは大きく異なるが、「公教育の目的」が社会体制の維持と結びつくという点は共通していると思われる。

3.2 中央教育審議会による「義務教育の目的」の二面性

本稿における文献検討の末では、平成 17 (2005) 年 1 月 11 日に示された中央教育審議会初等中等教育分科会による審議のまとめを取り上げる⁹⁾。このまとめは、平成 15 年 5 月 15 日に中央教育審議会が文部科学大臣から受けた諮問「今後の初等中等教育改革の推進方策について」において具体的な検討を付託されたことを受けて審議を進めてきた経過の抜粋である。

前述のとおり中央教育審議会初等中等教育分科会による審議は「今後の初等中等教育改革の推進方策について」考察したものであるが、この考察の過程における基礎的な理解事項として「2. (1) 義務教育の目的」との形でまとめられている。その冒頭部分においては以下のような記述がみられる¹⁰⁾。

義務教育の意義は、1 国として、国民としての統一性や水準の維持、2 多様な変化の時代に生きていく子どもたち一人一人の個性や特性の基礎づくりの 2 点。

上の記述からは。明治期の文献や教育基本法の検討から考察された社会体制の維持と、個人としての成長という 2 つの事柄が明確な形で導き出される。学制公布からは 150 年にも及ぼうかという年月を経過しているわけであるが、学校に代表される公教育の目指すところは、時代背景の大きな変化により具体的な内容を大きく異にしているが、その時代背景という基盤の上にあっても常に 2 つに大別されている。

上記審議のまとめでは、同じ内容が繰り返し述べられている。先ほどの引用部の続きを以下に示せば、

義務教育においては、1 社会の良き形成者を育てるという「社会の側からの教育」と、2 人生をより良く生きるための土台をつくるという「個人の側からの教育」の両方のバランスが重要。「我」の世界と「我々」の世界を生きることのできる人間を育てることが必要。

上の記述では、公教育における 2 つの目的が「社会の側からの教育」と「個人の側からの教育」という明白な表現によってまとめられている。この 2 つの目的に対して中央教育審議会初等中等教育分科会による審議のまとめでは「2 つの目的は維持されるべき」との意見表明がなされている¹¹⁾。平成 30 年 8 月における委員名簿によれば、上記分科会は 12 名の委員と 23 名の臨時委員からなり、学術経験者や企業家、教育関係者その他多方面の人々によって構成されている。教育学において著名な人物の名も見られることを考慮するならば、本稿で述べた公教育の 2 面性に対して深い理解のある人物がいるように察せられる。

4. おわりに

以上本稿では、公教育の目的について古今の文献記述を踏まえて検討・考察した。この結果を前節における中央教育審議会初等中等教育分科会の記述を借りるならば、「社会の側からの教育」と「個人の側からの教育」ということになる。これら 2 つのうち、人生をより良く生きるための土台をつくるという「個人の側からの教育」は、明治初期における学制の公布以来ほぼ意味を変えずに受け継がれている。もう 1 つの社会の良き形成者を育てるという「社会の側からの教育」もまた、明治初期（江戸末期も含め）から現代にいたるまでの社会の大きな変化に対応してその内容を大きく変えながらも“それぞれの社会”に即したよき形成者を育てようという目的意識を内在していた。

上記の総括から考えるに、公教育においては、個人としての自立という自明の内容とともに、社会におけるよき形成者を育成するという内容が不可欠の事柄として内在しているといえるのではないか。そしてこの「社会の側からの教育」という事柄は、教育勅語のような国家主義的な内容を含む文書においても、民主主義を中核に据えた教育基本法においても貫かれていた。

現代の国際社会に目を向けるならば、異なった社会体制の国々や日本人にはなじみのない宗教の下で国家観が形成されている国々も見られる。おそらくはこれらの国々で行われている公教育においては、それらの社会体制や宗教間の下での教育課程づくりがなされているのであろう。これらの教育を受けた人たちと話をするような場合には、国家観や宗教間などが根本的に相いれない場合があるかもしれない。このような事態に対して我々がとるべき姿勢は、公教育というものがその本質的な部分において本稿で取り上げた二面性を有するものであることを理解することであるように思う。このことによって少なくとも全く異なった公教育の下で育った人々の主張するところに対してそれらを受け入れる余地を残すことになるのではないか。

註

- 1) 文部科学省初等中等教育局教職員課『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成 31 年度開設用）【再課程認定】』（2017） p. 122-153
- 2) 文部科学省初等中等教育局教職員課前掲書 1） p. 124
- 3) 文部科学省初等中等教育局教職員課前掲書 1） p. 128
- 4) 文部科学省初等中等教育局教職員課前掲書 1） p. 128
- 5) 明治 5（1872）年 8 月 2 日「學事奨勵ニ關スル被仰出書」太政官第 214 号
- 6) 考察の手助けとするために、漢字の読み仮名を筆者自身の手によって挿入した。
- 7) 当該箇所現代語訳は、これより以下の部分も含め、筆者による理解に基づいたものである。
- 8) 昭和 22（1947）年 3 月 31 日制定「教育基本法」
- 9) 平成 17（2005）年 1 月 11 日「『義務教育に係る諸制度の在り方について』の審議のまとめ」（中央教育審議会初等中等教育分科会・第 34 回分科会）より
引用元は、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301/001.htm
- 10) 中央教育審議会初等中等教育分科会前掲書 9）「2.（1）義務教育の目的」
- 11) 文部科学省による初等中等教育分科会 委員名簿一覧
（平成 30 年 6 月、引用元は、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/meibo/1405966.htm）